

◆ 市内の小学校で働きませんか

臨時給食調理員・学校用務嘱託員 募集

【問い合わせ】 教育総務課
☎ 47-1280 FAX 47-1281

【募集人数】 いずれも若干名

【応募資格】

昭和 23 年 4 月 2 日以降に生まれた人（学校用務嘱託員のみ）

【勤務時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※学校により勤務時間を変更する場合があります。

【勤務場所】 市内の小学校

【賃 金】

○臨時給食調理員

調理師または栄養士免許あり

6,913 円/日

調理師または栄養士免許なし

6,590 円/日

○学校用務嘱託員

月額 137,600 円

※健康保険・厚生年金保険・雇用保険など雇用条件に応じて加入します。

【応募方法】

履歴書を郵送または持参で提出してください。

【選考方法】

面接

※選考結果は応募者全員に通知します。

【応募期限】

3 月 23 日(金) 午後 5 時

【応募先】

〒 518-1422

伊賀市平田 652 番地の 1

伊賀市教育委員会教育総務課



◆ ごみの減量などを推進する地域のリーダーとして活動していただける人を募集します

ごみ減量・リサイクル等推進委員会委員

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

ごみ排出の減量、分別、再資源化、ごみ・し尿の不法投棄の防止、環境美化などに関する施策の検討、協議や地域への啓発などを行う委員を募集します。

【募集人数】

2 人以内

【応募資格】

次のすべてに当てはまる人

○市内在住で満 20 歳以上の人

○市議会議員・市職員でない人

○年 2～3 回程度の委員会に出席できる人

【開催回数】

年 2～3 回程度

※原則、平日の昼間 2～3 時間程度

【任 期】

4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日（2 年間）

【報 酬】 13,200 円/年

※市の規定に基づく。

【応募方法】

応募動機を 800 字以内にまとめ、住所・氏名（ふ

りがな）・生年月日・性別・電話番号を記入の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【選考方法】

作文審査

※選考結果は応募者全員に通知します。

※受理した提出書類は返却しません。

【応募期限】

3 月 27 日(火) 午後 5 時 ※必着

【応募先】

〒 518-1155

伊賀市治田 3547 番地の 13

（さくらリサイクルセンター内）

伊賀市人権生活環境部廃棄物対策課

☒ haikibutsu@city.iga.lg.jp



伊賀警察署だより



犯罪から子どもたちを守ろう！

春休みから新学期にかけての時期は、生活環境の変化に伴い、子どもが非行に走ったり、犯罪の被害に遭うケースが多くなる傾向があります。特に、出会い系のインターネットサイトや SNS を利用して容易に名前や電話番号などの情報を書き込み、性犯罪などの被害にあう事件が発生しています。

子どもたちを犯罪被害から守るためにも、次のことに注意し、大人一人ひとりが真剣に子どもと向き合しましょう。

- 出会い系のインターネットサイトは「見ない、書き込まない、会わない」と言い聞かせる
- スマートフォンなどのフィルタリングサービスを利用する
- スマートフォンなどの使用状況を話し合える環境をつくる

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110

名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

JR 草津線の IC カード利用可能エリアが拡大

3月17日(出)から、JR 草津線の「貴生川駅」以東の5駅で IC カードが利用できるようになります。市内の鉄道で IC カードが利用できる駅は、近鉄大阪線の4駅に続き、今回の柘植駅が5駅目です。

また、三重交通のバス車両でも IC カードが利用できます。(一部の高速バスを除く。)

切符を買ったり小銭を用意したりするわずらわしさがなく、カードを機械に近づけるだけでよいので乗換などもスムーズです。

一人ひとりが公共交通機関を利用する機会を増やし、IC カード利用可能エリアのさらなる拡大につなげましょう。

【IC カード利用拡大エリア】

JR 草津線 柘植駅・油日駅・甲賀駅・寺庄駅・甲南駅

【利用開始日】

3月17日(出)

【問い合わせ】

交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9852

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

安全管理から考える差別 — 中消防署 —

私たちが消防士として仕事をする最大の目的は市民の皆さんの命を守ることです。

私たちは、火災や救助活動などさまざまな現場に出動しますが、その際に大切なことは「安全管理」です。現場には常に多くの危険が潜んでいて、私たちはそれらを見逃すことがないように注意しながら対処しています。

仕事をしていて日頃から思うことは、「危険は身近に存在し、私たちはこれらの危険と向き合いながら生活しているのではないか」ということです。

例えば、家の中で延長コードなどがむき出しになっていてつまずく恐れがあると、皆さんはその危険を発見して、対処しようとするのではないのでしょうか。

何もない平坦な道でさえ転んでしまうことがあるように、「完璧な安全」を確保することは困難ですが、発見した危険に対処することで安全に近づ

けることができると思います。

あらゆる差別の問題もこれと同じだと思います。現在も、部落差別や、外国人、障がいのある人、高齢者への差別など、さまざまな問題が存在しています。また、時代の変化とともに新たな差別も生まれています。

これらの全てに対処することは難しいように思うかもしれませんが、しかし、安全を考え、危険に対処していくように、日頃から身の周りの人権問題について考えることで、差別を見逃さずに対処することができると思います。

「人間は考える葦である」と比喻されるように、私たちは考えることができます。普段の生活の中でも、どのようなことが人の心を傷つける行動になるのかを考えることで、身近に存在する差別を見逃さないための力を養うことができるのではないのでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp